



晩年の明治天皇

皇室皇族聖鑑

全3巻

近代の皇族の基本情報を500頁以上の
ヴィジュアルな写真とともに編集した
貴重な資料集。

堀口 修 監修

クレス出版

皇室皇族聖鑑 (昭和8年「皇室皇族聖鑑刊行会」版)

全3巻 (明治篇、大正篇、昭和篇)

堀口 修 監修

B5判/上製函入りクロス装 揃定価80,000円(税別)
ISBN978-4-87733-597-7(セット) C3323 平成23年7月末日刊行

●クレス出版好評既刊書●

明治天皇関係文献集 全11巻

堀口 修 監修・編集

渡辺幾治郎の明治天皇関係の著作集

- | | | | | | |
|-----|------------|----|------|-----------|-----|
| 第1巻 | 明治天皇の聖徳 | 総論 | 第7巻 | 日本憲法制定史講 | 改訂版 |
| 第2巻 | 明治天皇の聖徳 | 政治 | 第8巻 | 日清・日露戦争史話 | |
| 第3巻 | 明治天皇の聖徳 | 軍事 | 第9巻 | 明治外交史話 | |
| 第4巻 | 明治天皇の聖徳 | 教育 | 第10巻 | 明治史研究 | |
| 第5巻 | 明治天皇の聖徳 | 重臣 | 第11巻 | 歴史を作る人 | |
| 第6巻 | 昭憲皇太后宮の御坤徳 | | | | |

揃定価85,000円(税別) ISBN4-87733-194-8(セット)

植民地下の朝鮮研究 全9巻

広瀬 順晁 編集

- | | | | | |
|-----|-----------|----------------|----------------------------|-----------------------|
| 第1巻 | 総督政治 全 | 青柳綱太郎 編 | 定価18,000円(税別) | ISBN978-4-87733-563-2 |
| 第2巻 | 朝鮮統治論 初版 | 青柳綱太郎 著 | 定価24,000円(税別) | ISBN978-4-87733-564-9 |
| 第3巻 | 最近の韓国 | 松宮春一郎 著 | | |
| | 朝鮮の人口研究 | 善生 永助 著 | | |
| | 朝鮮統治秘話 | 朝鮮行政編輯局 編 | 定価26,000円(税別) | ISBN978-4-87733-565-6 |
| 第4巻 | 朝鮮に於ける内地人 | 朝鮮総督府 編 | | |
| | 近代朝鮮史研究 | 朝鮮総督府 編 | 定価24,000円(税別) | ISBN978-4-87733-566-3 |
| | 第一回全4巻 | 揃定価92,000円(税別) | ISBN978-4-87733-567-0(セット) | |
| 第5巻 | 近代朝鮮史 上巻 | 菊池 謙讓 著 | 定価18,000円(税別) | ISBN978-4-87733-590-8 |
| 第6巻 | 近代朝鮮史 下巻 | 菊池 謙讓 著 | 定価16,000円(税別) | ISBN978-4-87733-591-5 |
| 第7巻 | 朝鮮文化史論 | 細井 肇 著 | 定価18,000円(税別) | ISBN978-4-87733-592-2 |
| 第8巻 | 朝鮮史話 | 幣原 坦 著 | | |
| | 朝鮮開教五十年誌 | 朝鮮開教監督部 編 | | |
| | 天道教と侍天教 | 渡辺 彰 著 | 定価24,000円(税別) | ISBN978-4-87733-593-9 |
| 第9巻 | 朝鮮は起ち上る | 鎌田沢一郎 著 | | |
| | 朝鮮開拓誌 | 原田 彦熊 著 | 定価18,000円(税別) | ISBN978-4-87733-594-6 |
| | 第二回全5巻 | 揃定価94,000円(税別) | ISBN978-4-87733-595-3(セット) | |

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町14-5 メローナ日本橋
☎03-3808-1821 ☎03-3808-1822 <http://www.kress-jp.com/>



株式会社クレス出版

●書店名



昭和天皇



大正天皇



明治天皇

刊行にあたって

堀口 修

近代日本において天皇と皇族の歴史的使命と役割には大きなものがある。天皇は、皇室という一家の長として皇族をまとめる要でもある存在であった。しかし、皇室の中心にいる天皇というイメージは理解できても、具体的に天皇と皇族との関係がどのようなものであったのか、という点になるとよくわからないことが多い。これは明治天皇など、天皇の伝記類については数多く刊行されているのに対し、皇族の生涯を知る伝記類が充分でないため、情報が一方に偏りすぎていることも一因であろう。

江戸時代以降、世襲親王家は、伏見宮、桂宮、有栖川宮、閑院宮の四家であった。これが明治になり、皇族の数が徐々に増えはじめた。そこで明治二二年に制定された(旧)皇室典範では、皇族の範囲が定められるとともに、「皇族ハ養子ヲ為スコトヲ得ス」とされるなど、その増加を制約する規定が設けられた。しかしその後も皇族の数が増えることに強い懸念が持たれた。よって明治四〇年には皇室典範が増補され、永世皇族制の一部に手が加えられ、「王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコトアルベシ」「王ハ勅許ニ依リ華族ノ家督相続人トナリ又ハ家督相続ノ目的ヲ以テ華族ノ養子トナルコトヲ得」と定められ、諸王に臣籍降下と華族養子の道が開かれた。また、大正九年には五世以下の諸王は、宮家を継ぐ長男系統のみ八世王までを皇族とするが、次男以下は順次、また長男系統でも九世から強制的に臣籍降下させられ華族となるとされた。

昭和二二年、一宮家五一名の皇族が皇籍を離脱、臣籍降下した。周知のように、これは大日本帝国が崩壊し、従来の皇室制度が維持できなくなったことによる。よって秩父宮、高松宮、三笠宮の三直宮家の方々のみが皇族として留まった。そうした歴史的経緯もあり、現在では臣籍降下した皇族のことを知る国民はほとんどいない。ましてや明治・大正・昭和戦前期に亡くなった皇族ならなおさらである。

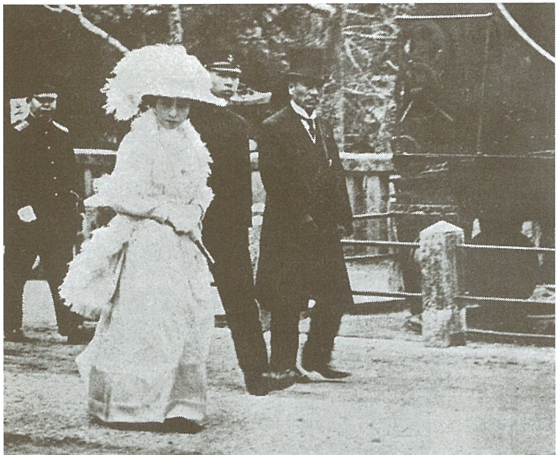
明治維新から昭和戦前期の歴史は、皇族の存在を抜きにしては考えられない。皇族には重い責任が課せられていたのであるが、特に皇族男子は、皇位継承の問題と関わって非常に重い立場であった。にも拘わらずその生涯は、あまり知られていない。女性皇族ともなればなおさらである。

そうした意味から今回刊行する『皇室皇族聖鑑』は、明治天皇、大正天皇、昭和天皇はいうに及ばず、近代の皇族の基本情報が豊富に記されており非常に役に立つ文献である。研究者をはじめ、近代の皇族や皇室制度に興味を持たれる人に活用していただければ幸いである。

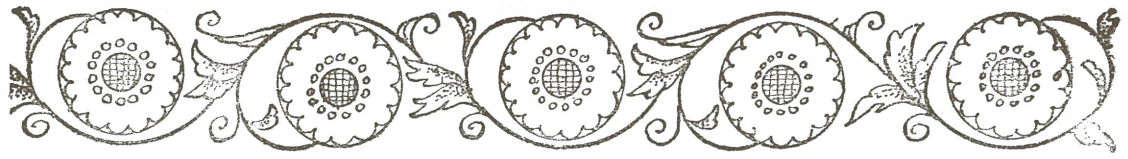
(大正大学文学部教授)



奈良耳成山大演習御統監の明治天皇陛下
(一九〇八年)

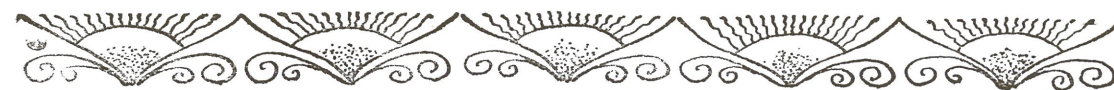


震災後の東京市内行啓の貞明皇后
(一九一三年)



皇室皇族聖鑑(明治篇) 目次

明治天皇御尊影	石川 寅治謹寫
昭憲皇太后御尊影	石川 寅治謹寫
御晩年の明治天皇	(オフセット高級印刷)
明治天皇御宸筆	(オフセット美術印刷)
昭憲皇太后御染筆	(同)
五箇條御誓文	(三色版美術印刷)
奠都江戸城御着輦	(三色版美術印刷)
江戸城受取	(三色版美術印刷)
御大葬儀御略圖	(オフセット印刷)
明治神宮	(オフセット印刷)
教育勅語	(オフセット美術印刷)
皇室御肖像と御寫眞	
御即位御當時の明治天皇	一
服制御制定御頃の明治天皇	二
明治初年の御頃の明治天皇	三
御壯齡に在しませし御頃の明治天皇	四
明治四十年の御頃の明治天皇	五
明治天皇御銅像	六
明治初年頃の昭憲皇太后	七
皇太子殿下	八
皇太子妃殿下	九
迪宮裕仁親王御時代の今上陛下	一〇
久邇宮良子女王御時代の皇后陛下	一一
淳宮雅仁親王	一二
光宮宣仁親王兩殿下	一三
常宮昌子内親王殿下	一四
周宮房子内親王殿下	一五
富美宮允子内親王殿下	一六
泰宮聰子内親王殿下	一七
横山 大觀謹畫	
乃木 希典謹書	

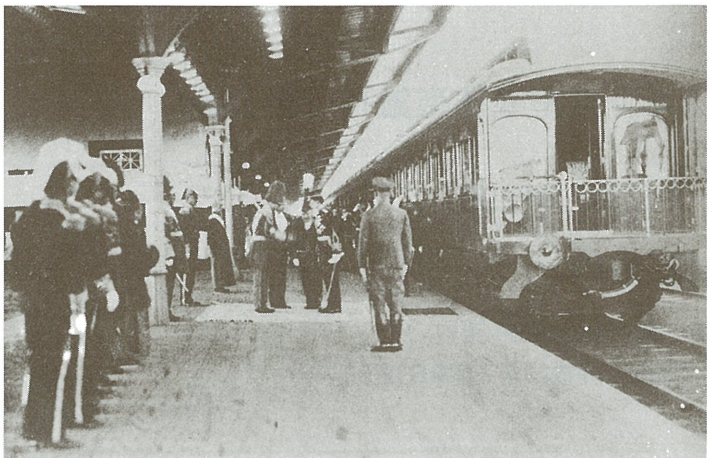


有栖川宮威仁親王妃慰子殿下

殿下は贈從二位故前田慶寧氏第四女に在し、御生誕元治元年二月八日、御入興明治十三年十二月十一日。



ヴァンクレーバーに御上陸の秩父宮・同妃殿下
(一九三七年)



秩父宮殿下の御渡満(一九三五年)



行幸の天皇陛下

上 天皇陛下には大正八年の秋、攝津の野に舉行された陸軍特別大演習御統監のため行幸あそばされましたが、寫眞は兵庫縣武庫郡西國街道御通過の御模様。

皇太子殿下

御略記

皇太子殿下

昭和八年十二月二十三日午前六時三十九分、朝暉輝々として東天にさし登る頃、萬世一系の皇統を繼がせ給ふべき皇太子殿下には御産聲も高らかに宮城内御産殿にて御降誕遊ばされた。我建國以來茲に三千年皇太子として御降誕ありたるは此日を以つて最初とし、眞に未曾有の御慶事であつた。九千萬同胞が神かけて御誕生を祈り奉りし甲斐ありて晴れ渡りたる此日の朝空に御誕生を報する力強き二聲のサイレンの響、湯淺宮内大臣のラヂオによる放送に、全日本を擧げて忽にして歡喜の埒場と化し、千門萬戸に翻へる日章旗の燦たる輝きに、年來の萎靡沈滞せる人心と陰鬱なる國內の空氣とを一掃して、一瞬にして明朗なる天地と一變せしめた。

當日天皇陛下より親しく御守刀を賜る賜劍の御儀あり。かくて十二月廿九日の御七日目の吉日には御胞衣納め御浴湯、御命名の御儀を行はせられ

御名を明仁、御稱號を繼宮と申上ぐる事となつた。

御浴湯の御儀を執り行はせらるゝに當りて讀書鳴弦の御式あり、讀書市村瓊次郎博士、鳴弦有馬良橘大將、同大給近孝子、讀書控辻善之助博士、鳴弦控松浦靖子、同細川立興子が奉仕した。又埼玉縣幸手町野口節氏夫人善子(二十)及び茨城縣太田町進藤俊男氏夫人はな子(二十四)の兩人は御乳人として召され、東京中野、清原治郎氏長女滋子(十九)は御嫁姆として奉仕する事になつた。

皇太子殿下御降誕の御慶事を祝して昭和九年二月十一日恩赦の詔書渙發、同時に減刑復權の勅令發布せられた。

詔書

朕皇太子明仁親王ノ誕生ヲ憚ヒ遍ク其慶ヲ同クセムコトヲ念ヒ紀元ノ佳節ニ方リテ特ニ有司ニ命シ恩赦ノ事ヲ行ハ

